

2026年6月1日

豊島区立上池袋図書館 Instagram 運用ポリシー

1. 目的

このポリシーは、豊島区ソーシャルメディア運用基準に基づき、豊島区立上池袋図書館の取り組みや情報を広く発信し、施設の利用促進を図るため、ソーシャルメディアの公式アカウントを通じた情報発信を行うために必要な事項を定めるものとする。

ソーシャルメディアは Instagram を使用し、豊島区立上池袋図書館としてアカウントを作成する。(以下、「当アカウント」という)

2. 用語の定義

このポリシーにおいて次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アカウント：Instagram を運用するために取得した権利及びユーザー名
- (2) フォロー：他のユーザーの投稿を自分のフィードに表示させること
- (3) フォローバック：他のユーザーよりフォローされた場合、そのアカウントをフォローすること
- (4) いいね：他のアカウント又はコンテンツに対し、肯定的な意思を表示すること
- (5) コメント：投稿に対してコメントを残すこと
- (6) DM：ダイレクトメールの略。Instagram 利用者との直接的なメッセージのやり取り
- (7) シェア：他のユーザーの投稿を自分のアカウントからも発信ができる機能

3. 運営主体

- (1) 当アカウントの運営は、豊島区立上池袋図書館の指定管理者である株式会社図書館流通センターが行う。
- (2) 当アカウントを運営するにあたって、情報の作成、発信、更新の決定及び当アカウントの管理者の選定は、豊島区立上池袋図書館館長(以下「館長」という)が行うこととし、当アカウント管理者は、情報の作成、発信及び更新に係る事務を行う。
- (3) ユーザー名は「豊島区立上池袋図書館」とする。

4. 運用者・発信内容等の明示

- (1) なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として当アカウントのアカウント名を、豊島区の公式ホームページおよび、豊島区立図書館公式ホームページに明示する。
- (2) 当アカウントの運用主体、発信する内容等については、プロフィール欄に明示する。

5. 運用

- (1) 当アカウントは発信のみを行い、原則としてフォロー、フォローバック、いいね、シェアは行わない。ただし、当アカウント運用の目的に照らして館長が特に必要と認めるものについては、この限りではない
- (2) 投稿時にコメント欄は封鎖する
- (3) DM は設定で閉じる
- (4) 運用にあたっては、豊島区図書館課ソーシャルメディア運用要綱に従う

6. 発信内容

発信する情報については以下に定める。また、発信にあたっては個人情報の漏洩が無いように適切に対処する。

- ・ 上池袋図書館の運営に関する情報
- ・ 上池袋図書館の蔵書や施設に関する情報
- ・ 上池袋図書館の各種事業・イベント等に関する情報
- ・ その他、館長が必要と認める情報

7. 禁止事項

投稿内容が以下に定める内容に該当する場合、予告なく記事の削除またはアカウントのブロック等の利用制限を行う場合がある。

- ・ 法律や法令、公序良俗に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ・ 特定の個人、企業、団体、国、地方等を誹謗中傷するもの
- ・ 個人情報を本人の承諾なく特定、開示、漏洩するもの
- ・ 当館や第三者等の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷したりするもの
- ・ 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権、知的財産権を侵害するもの
- ・ 人種、思想、信条、住居、職業等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 虚偽や事実と異なる内容、及び信憑性が確保できないもの
- ・ 違法行為または違法行為を煽るもの
- ・ 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的とするもの
- ・ わいせつな表現等を含む不適切なもの
- ・ 他のユーザー、第三者等になりすまし、虚偽や事実と異なるもの
- ・ 上池袋図書館の発信する内容の一部または全部を改変するもの
- ・ 上池袋図書館の発信する情報に関係のないもの
- ・ Instagram 利用規約に反するもの
- ・ 有害なリンク、プログラム等